

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案の概要

令和 3 年 7 月
内 閣 府

1 政令案の趣旨

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 33 号）の附則に基づき、施行の日を令和 3 年 8 月 1 日と定める。

2 参考

国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。以下「法」という。）の一部を改正する法律の概要

1 改正の概要

1. 国家戦略特別区域地区計画等建築物整備事業に係る建築基準法の特例措置の追加関係（法第 16 条の 2 関係）
2. 法人農地取得事業に係る農地法の特例措置の期限の延長（法第 18 条関係）
3. 国家戦略特別区域工場等新增設促進事業に係る工場立地法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の特例措置の追加関係（法第 20 条の 2 関係）
4. 国家戦略中心市街地活性化事業に係る中心市街地の活性化に関する法律の特例措置の追加関係（法第 24 条の 3 関係）

2 施行期日

公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、法第 18 条関係の改正規定は、公布の日から施行する。